

令和7年12月5日

安芸太田町長
(総務課)

職員の懲戒処分等について

令和7年11月28日付けで、次のとおり、懲戒処分を行いました。

被処分者	処分内容	処分理由
企画DX課 主任 30歳	減給 1/10 1月	<p>企画課主任主事であった令和6年度において、担当していた「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の事務手続き誤りにより、本来受け取れるはずの交付金が受け取られなくなり、町政への信頼を失墜させるとともに町財政への損害を発生させた。</p> <p>このことは、安芸太田町懲戒処分等の基準等に関する規程第2条に該当し、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
企画DX課 課長補佐 52歳	減給 1/10 1月	<p>企画課課長補佐であった令和6年度において、担当していた「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の事務手続き誤りにより、本来受け取れるはずの交付金が受け取られなくなり、町政への信頼を失墜させるとともに町財政への損害を発生させた。</p> <p>このことは、安芸太田町懲戒処分等の基準等に関する規程第2条に該当し、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
総務課 課長 59歳	戒告	<p>企画課課長であった令和6年度において、上記被処分者である部下職員が非違行為を発生させたことは、部下職員に対する管理監督が不十分であった。</p> <p>このことは、安芸太田町懲戒処分等の基準等に関する規程第6条及び懲戒処分事由の監督責任（部下の職務に係るもの）に該当する。</p>